

独立行政法人中小企業基盤整備機構

実質的還元による不正が行われたことなどにより、サービス等生産性向上 I T 導入支援事業費補助金が過大に交付されていたもの

41件 不当と認める機構の補助金 147,558,703円

サービス等生産性向上 I T 導入支援事業費補助金（以下「I T 導入補助金」という。）は、サービス等生産性向上 I T 導入支援事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）等に基づき、I T 導入支援事業者を通じて生産性向上に資する I T ツールを導入する事業（以下「I T 導入事業」という。）を実施する中小企業・小規模事業者等（以下「事業主体」という。）に対して、これに要する経費の一部について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）から補助金の交付を受けた一般社団法人サービスデザイン推進協議会（以下「サ推協」という。）が補助するものである（制度等の概要については、「サービス等生産性向上 I T 導入支援事業の実施に当たり、実質的還元等により過大に交付された補助金について返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、並びに同種同様の不正な事態の有無を調査して必要な場合には補助金の返還、I T 導入支援事業者の登録取消しの手続等を速やかに行わせるとともに、各種審査等における不正防止策等が適時適切に行われるための指針等を整備し、また、事業主体が I T ツールを解約した場合に交付決定の取消しや残存簿価分の納付が適切に行われるための仕組みを整備するよう改善の処置を要求し、及び補助事業の効果を正確に把握できるような確認体制を整備するなどするよう意見を表示したもの」参照）。

本院が、令和2年度から4年度までの間に315事業主体が実施した383事業の I T 導入事業を対象として検査したところ、41事業主体が実施した55事業（I T 導入補助金交付額計147,558,703円（機構の補助金相当額同額））において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 実質的還元等による不正が行われていた事態

（30事業主体、41事業、I T 導入補助金計108,127,473円（機構の補助金相当額同額））

30事業主体が実施した41事業において、事業主体は、いずれも、I T 導入支援事業者等からの働きかけを受けて、I T ツールの導入に当たり、I T 導入補助金の交付と前後して I T 導入支援事業者やその関係会社等から協賛金や実態を伴わない紹介料等の名目により還流を受けるなどして、事業主体の自己負担額を減額若しくは無償とし、又は自

(注1)
己負担額を上回る不当な利益を得るなどの実質的還元による不正を行っていた。また、当該事業主体の中には、上記に付随して事業主体自身が行うべき交付申請等の手続をIT導入支援事業者等の第三者に委ねていたもの（以下「第三者申請」という。）や、実際には支払っていない事業費を支払ったこととする虚偽の事業実績報告（以下、事業実績報告を「実績報告」という。）を行うなどの虚偽申請を行っていたものが見受けられた。

(注1) 実質的還元 交付規程等において、交付決定を取り消すこととされている事由の一つであり、ITツールの販売金額に占める事業主体の自己負担額を減額若しくは無償とするような販売方法（形式や時期を問わず事業主体に実質的に還元を行うもの）又は一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為をいう。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

F（個人事業主）は、令和3、4両年度において、それぞれIT導入支援事業者である佐世保いいね株式会社（以下「佐世保いいね社」という。）からECサイト、クラウド型の会計ソフト等のITツールを導入するとして、3年11月及び4年4月にサ推協^(注1)に対してIT導入補助金の交付申請を行っていた。そして、サ推協は、これらの交付申請について、それぞれ3年12月及び4年5月に交付決定を行っていた。その後、Fは、上記のITツールを3年度は事業費4,897,200円（補助対象事業費4,452,000円）、4年度は同5,717,800円（同5,198,000円）で導入したとして、それぞれ4年1月及び12月に、サ推協に対して、佐世保いいね社からの請求書や、同請求書に基づく支払が記帳された預金通帳の写し、導入したECサイトの画面キャプチャ等を添付して実績報告を行っていた。そして、サ推協は、Fに対して、3年度はIT導入補助金2,968,000円、4年度は同3,500,000円をそれぞれ4年2月及び5年1月に交付していた。

しかし、3年度の実績報告に添付されていたECサイトの画面キャプチャは、Fとは関係のないECサイトの画面キャプチャにFが取り扱うこととしていた商品の画像等を貼り付けるなどして作成した虚偽のものとなっていた。また、Fは、佐世保いいね社から実態を伴わない紹介料名目の送金を受けることなどにより、事業費とIT導入補助金の差額である計4,147,000円の自己負担額全額を実質的に負担せず、更に計3,000,000円の不当な利益を得る実質的還元による不正を行っていた。

したがって、Fは、交付規程等に反してIT導入補助金計6,468,000円の交付を受けており、これらに係る機構の補助金相当額計6,468,000円は交付の必要がないものとなっていた。

(注1) ECサイト インターネット上で商品やサービスを販売するEコマースのウェブサイト

(注2) 画面キャプチャ ソフトウェアの管理画面等の画像データ

イ 実質的還元以外の虚偽申請等による不正が行われていた事態

(8事業主体、11事業、IT導入補助金計28,483,730円（機構の補助金相当額同額））

8事業主体が実施した11事業において、いずれも、実質的還元は行われていなかったものの、事業主体は、実際にはITツールとして登録されていない役務の提供を受けていて補助の対象とならないのに対象となるITツールを導入したとする虚偽の実績報告や、

導入した I T ツールの利用・運用を実績報告を行うまでに開始していないにもかかわらず利用・運用を開始していたとする虚偽の実績報告等の虚偽申請による不正や、第三者申請による不正を行っていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

溝江建築合同会社（以下「溝江建築社」という。）は、営業活動の効率化を図ることなどを目的として、I T 導入支援事業者から、登録済みの I T ツールである不動産の物件情報を顧客に自動で発信する機能等を備えたシステム（以下「物件情報自動発信システム」という。）を導入するとして、令和3年7月に、サ推協に対して I T 導入補助金の交付申請を行い、サ推協は、同年8月に交付決定を行っていた。その後、溝江建築社は、当該 I T 導入支援事業者から物件情報自動発信システムを事業費2,024,000円（補助対象事業費1,840,000円）で導入したとして、4年1月に、サ推協に対して、当該 I T 導入支援事業者からの請求書の写しなどを添付して実績報告を行っていた。そして、サ推協は、溝江建築社に対して、同年2月に I T 導入補助金1,226,666円を交付していた。

しかし、溝江建築社が導入したとしていた I T ツールの現物や契約関係書類等を確認したところ、実際には、交付申請した物件情報自動発信システムは導入されておらず、当該 I T 導入支援事業者から、I T ツールとして登録されていないホームページ制作等の役務の提供を受けていた。

したがって、溝江建築社は、交付規程等に反して I T 導入補助金1,226,666円の交付を受けており、これに係る機構の補助金相当額1,226,666円は交付の必要がないものとなっていた。

<事例3>

株式会社Global Beauty Company（以下「G B C 社」という。）は、インターネット販売や顧客ごとのマーケティング活動の実施等を目的として、I T 導入支援事業者から、令和2年度は決済機能等を備えた E C サイト等、4年度は顧客からのメッセージに自動で応答する機能等を備えたシステム等の I T ツールを導入するとして、それぞれ2年7月及び4年7月に、サ推協に対して I T 導入補助金の交付申請を行い、サ推協は、それぞれ2年8月及び4年8月に交付決定を行っていた。その後、G B C 社は、I T 導入支援事業者から上記の I T ツールを2年度は事業費4,400,000円（補助対象事業費4,000,000円）、4年度は同5,687,000円（同5,170,000円）で導入したとして、それぞれ3年1月及び5年3月に、サ推協に対して、導入したソフトウェアの画面キャプチャ等を添付して実績報告を行っていた。そして、サ推協は、G B C 社に対して、2年度は I T 導入補助金3,000,000円、4年度は同3,500,000円をそれぞれ3年3月及び5年4月に交付していた。

しかし、G B C 社が導入したとしていた I T ツールの現物等を確認したところ、2年度に導入した E C サイトについては、実際には平成28年頃に制作された既存の E C サイトをリニューアルしたものとなっていて、当該 I T 導入支援事業者が I T 導入補助金の対象となる I T ツールとして事前に登録していた決済機能等を備えた E C サイトとは異なるものであった。また、令和4年度に導入した I T ツールについては、5年11月の会計実地検査時点においても、全ての I T ツールについて利用・運用を開始していなかった。

したがって、G B C 社は、交付規程等に反して I T 導入補助金計6,500,000円の交付を受けており、これらに係る機構の補助金相当額計6,500,000円は交付の必要がないものとなっていた。

ウ 導入した I T ツールを全て解約していた事態

(3事業主体、3事業、 I T 導入補助金計10,947,500円 (機構の補助金相当額同額))

交付規程等によれば、サ推協は、事業主体が補助対象となる I T ツールを導入日から1年未満で利用しなくなった場合等には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるとされている。また、 I T ツールの導入後3年間 (以下「事業計画期間」という。) で全従業員等に支払う給与等を年率平均1.5%以上増加させるなどの要件 (以下「賃上げ要件」という。) の達成を必須とする類型により交付申請を行う事業主体は、他の類型と比べて補助上限額が引き上げられる一方で、賃上げ要件を満たせない場合には、原則として I T 導入補助金の全部又は一部を返還する必要があるとされている。そして、サ推協が定めた「後年手続きの手引き」によれば、 I T ツールの導入後、事業主体において I T ツールの解約や利用中止、廃業等の事由が生じた場合には、 I T 導入事業の辞退届を提出することとされており、賃上げ要件の達成を必須とする類型に申請した事業主体が、賃上げ要件の達成状況に係る判定時期の到来前、すなわち事業計画期間内に I T 導入事業の辞退届を提出した場合には、賃上げ要件の未達成とみなされ、 I T 導入補助金の全額を返還する必要があるとされている。

3事業主体が実施した3事業において、1事業主体は、導入した I T ツールを導入日から1年未満で全て解約しており、また、2事業主体は、賃上げ要件の達成が必須とされている類型により交付申請を行っていたのに、導入した I T ツールを事業計画期間内に全て解約していた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例4>

株式会社グラシマス (以下「グラシマス社」という。) は、 E C サイト、通信販売サイトへの出店等の I T ツールを導入するとして、令和2年5月に、サ推協に対して、賃上げ要件の達成を必須とする類型により交付申請を行い、サ推協は、同年6月に交付決定を行っていた。そして、当該交付申請の公募要領等によれば、本件 I T 導入事業における事業計画期間は3年4月1日から6年3月31日までとされていた。その後、グラシマス社は、上記の I T ツールを事業費6,600,000円 (補助対象事業費6,000,000円) で導入したとして、これに係る I T 導入補助金4,500,000円の交付を受けていた。

しかし、グラシマス社は、4年8月から5年11月までの間に、導入した E C サイト等を全て解約していた。

したがって、グラシマス社は、交付規程等に反して I T 導入補助金4,500,000円の交付を受けており、これに係る機構の補助金相当額4,500,000円は交付の必要がないものとなっていた。

このように、アからウまでの41事業主体が実施した55事業については、事業主体が実質

的還元若しくはそれ以外の虚偽申請や第三者申請による不正を行い、又は導入した I T ツールを導入日から1年未満若しくは事業計画期間内に全て解約するなどして、交付規程等に反して I T 導入補助金計147, 558, 703円の交付を受けていたことから、これらに係る機構の補助金相当額計147, 558, 703円は交付の必要がないものとなっており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、不正に関与した I T 導入支援事業者において本来の制度の枠組みを逸脱して事業主体に対して不正を働きかけていたことなどにもよるが、41事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が著しく欠けるなどしていたこと、サ推協において交付申請や実績報告等の審査が十分でなかったこと、サ推協及び機構において I T 導入支援事業者に対する指導等が十分でなかったこと、機構においてサ推協に対する指導等が十分でなかったこと、中小企業庁及び経済産業本省において、事業主体が実際に多数の不正を行っていたにもかかわらず、サ推協及び機構に対する指導、助言等が十分でなかったことなどによると認められる。

(注2) サービス等生産性向上 I T 導入支援事業は、令和3年度までは経済産業本省が所管しており、4年度以降は経済産業本省から移管を受けた中小企業庁が所管している。

前記の事態を態様別・事業主体別に示すと次のとおりである。

補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年 度	事業費 〔補助対象事業費〕 千円	左に対する 機構の 補助金交 付額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める機構 の補助金 相当額 千円	摘 要
ア 実質的還元等による不正が行われていた事態								
一般社団 法人サー ビスデザ イン推進 協議会 (東京都中 央区)	A (栃木県栃木 市) <事業主体> 注(1)	サービ ス等生 産性向 上 I T 導入支 援事業	4	2, 541 (2, 310)	1, 595	2, 310	1, 595	実質的還元が行わ れていたもの
同	B (埼玉県久喜 市) <事業主体> 注(1)	同	4	6, 435 (5, 850)	3, 800	5, 850	3, 800	実質的還元及び第 三者申請が行われ ていたもの
同	C (東京都新宿 区) <事業主体> 注(1)	同	3	3, 300 (3, 000)	2, 000	3, 000	2, 000	実質的還元が行わ れていたもの

補助事業者 (所在地)	間接補助事 業者 (所在地)	補助事 業	年 度	事業費 〔補助対 象事業 費〕 千円	左に対す る機構の 補助金交 付額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める機構 の補助金 相当額 千円	摘 要
一般社団 法人サー ビスデザ イン推進 協議会 (東京都中 央区)	株式会社ト ラスト (東京都台東 区) 〈事業主体〉	サービ ス等生 産性向 上 I T 導入支 援事業	3、4	2,816 (2,560)	1,762	2,560	1,762	実質的還元及び虚 偽申請が行われて いたもの
同	株式会社A I T (東京都台東 区) 〈事業主体〉 注(3)	同	4	5,764 (5,240)	3,500	5,240	3,500	実質的還元、虚偽 申請及び第三者申 請が行われていた もの
同	飯島建設株 式会社 (長野県長野 市) 〈事業主体〉	同	2	3,520 (3,200)	1,499	3,200	1,499	同
同	有限会社由 比ヶ浜薬局 (長野県松本 市) 〈事業主体〉	同	2	4,378 (3,980)	2,985	3,980	2,985	実質的還元が行わ れていたもの
同	株式会社い ろり (長野県松本 市) 〈事業主体〉 注(4)	同	2	3,520 (3,200)	1,499	3,200	1,499	実質的還元、虚偽 申請及び第三者申 請が行われていた もの
同	株式会社オ リエントル (長野県松本 市) 〈事業主体〉	同	2	3,520 (3,200)	1,499	3,200	1,499	同
同	株式会社第 一工務店 (長野県松本 市) 〈事業主体〉	同	2	3,520 (3,200)	1,499	3,200	1,499	同
同	松本電気工 事有限会社 (長野県諏訪 市) 〈事業主体〉	同	2	3,520 (3,200)	1,499	3,200	1,499	同
同	株式会社飯 島組 (長野県千曲 市) 〈事業主体〉	同	2	3,520 (3,200)	1,499	3,200	1,499	同

補助事業者 (所在地)	間接補助事 業者 (所在地)	補助事 業	年 度	事業費 〔補助対 象事業 費〕 千円	左に対す る機構の 補助金交 付額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める機構 の補助金 相当額 千円	摘 要
一般社団 法人サー ビスデザ イン推進 協議会 (東京都中 央区)	ちくま典文 商事株式 会社 (長野県千 曲市) 〈事業主体〉	サービ ス等生 産性向 上IT 導入支 援事業	2	3,520 (3,200)	1,499	3,200	1,499	実質的還元、虚偽 申請及び第三者申 請が行われていた もの
同	KAGEY AMA M ANAGE MENT GROUP 株式会社 (大阪府大 阪市) 〈事業主体〉	同	3、4	10,585 (9,622)	6,449	9,622	6,449	実質的還元及び第 三者申請が行われ ていたもの
同	株式会社サ ルタス (大阪府大 阪市) 〈事業主体〉	同	3、4	10,471 (9,519)	6,402	9,519	6,402	実質的還元が行わ れていたもの
同	総合商社Z EN株式 会社 (福岡県福 岡市) 〈事業主体〉	同	2	4,357 (3,961)	2,971	3,961	2,971	実質的還元、虚偽 申請及び第三者申 請が行われていた もの
同	株式会社cha nge (福岡県福 岡市) 〈事業主体〉	同	2	4,357 (3,961)	2,971	3,961	2,971	実質的還元及び虚 偽申請が行われて いたもの
同	株式会社e terno (福岡県福 岡市) 〈事業主体〉	同	2	4,001 (3,637)	2,728	3,637	2,728	同
同	株式会社グ ラントプ ラス (福岡県福 岡市) 〈事業主体〉	同	2	4,001 (3,637)	2,728	3,637	2,728	実質的還元、虚偽 申請及び第三者申 請が行われていた もの
同	株式会社フ ァイブス テージ (福岡県福 岡市) 〈事業主体〉	同	2	4,001 (3,637)	2,728	3,637	2,728	同

補助事業者 (所在地)	間接補助事 業者 (所在地)	補助事 業	年 度	事業費 〔補助対 象事業 費〕 千円	左に対す る機構の 補助金交 付額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める機構 の補助金 相当額 千円	摘 要
一般社団 法人サー ビスデザ イン推進 協議会 (東京都中 央区)	株式会社ア イジーエヌ (福岡県福岡 市) 〈事業主体〉	サービ ス等生 産性向 上IT 導入支 援事業	2～4	15,044 (13,676)	9,228	13,676	9,228	実質的還元、虚偽 申請及び第三者申 請が行われていた もの
同	アニマルデ ザイン株式 会社 (福岡県福岡 市) 〈事業主体〉	同	2、4	10,003 (9,093)	6,426	9,093	6,426	同
同	I R I E合 同会社 (福岡県福岡 市) 〈事業主体〉	同	3、4	10,248 (9,316)	6,248	9,316	6,248	同
同	S A K A I 株式会社 (福岡県大牟 田市) 〈事業主体〉	同	3	3,300 (3,000)	2,000	3,000	2,000	実質的還元が行わ れていたもの
同	株式会社she min (福岡県朝倉 市) 〈事業主体〉	同	2	4,001 (3,637)	2,728	3,637	2,728	実質的還元及び虚 偽申請が行われて いたもの
同	有限会社Wee D (佐賀県鳥栖 市) 〈事業主体〉	同	2	4,001 (3,637)	2,728	3,637	2,728	同
同	D (長崎県長崎 市) 〈事業主体〉 注(1)	同	3、4	10,644 (9,677)	6,488	9,677	6,488	実質的還元、虚偽 申請及び第三者申 請が行われていた もの
同	E (長崎県長崎 市) 〈事業主体〉 注(1)	同	4	5,713 (5,194)	3,500	5,194	3,500	同
同	株式会社絆 プレジャー グループ (長崎県松浦 市) 〈事業主体〉	同	2～4	14,609 (13,281)	9,191	13,281	9,191	実質的還元及び虚 偽申請が行われて いたもの

補助事業者 (所在地)	間接補助事 業者 (所在地)	補助事 業	年 度	事業費 〔補助対 象事業 費〕 千円	左に対す る機構の 補助金交 付額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める機構 の補助金 相当額 千円	摘 要
一般社団 法人サー ビスデザ イン推進 協議会 (東京都中 央区)	F (長崎県松浦 市) 〈事業主体〉 注(1)	サービ ス等生 産性向 上 I T 導入支 援事業	3、4	10,615 (9,650)	6,468	9,650	6,468	実質的還元及び虚 偽申請が行われて いたもの
アの計				179,830 (163,482)	108,127	163,482	108,127	

イ 実質的還元以外の虚偽申請等による不正が行われていた事態

同	溝江建築合 同会社 (青森県弘前 市) 〈事業主体〉	同	3	2,024 (1,840)	1,226	1,840	1,226	補助の対象となる I Tツールを導入 したとする虚偽申 請が行われていた もの
同	ワイティー プロダクト 株式会社 (宮城県仙台 市) 〈事業主体〉	同	3	2,475 (2,250)	1,500	2,250	1,500	実際には導入して いない I Tツール を導入したとする 虚偽申請が行われ ていたもの
同	株式会社ア ールエムピ ー (宮城県仙台 市) 〈事業主体〉 注(5)	同	3	2,074 (1,885)	1,257	1,885	1,257	同
同	株式会社ヤ クモ (長野県諏訪 郡下諏訪町) 〈事業主体〉	同	3	2,501 (2,274)	1,500	2,274	1,500	I Tツールの利用 ・運用を開始して いないのに開始し たとする虚偽申請 や第三者申請が行 われていたもの
同	株式会社Glo bal Beauty Company (愛知県名古屋 市) 〈事業主体〉	同	2、4	10,087 (9,170)	6,500	9,170	6,500	補助の対象となる I Tツールを導入 し、また、I Tツ ールの利用・運用 を開始したとする 虚偽申請が行われ ていたもの
同	株式会社 I. B Hair (愛知県名古屋 市) 〈事業主体〉	同	3、4	10,637 (9,670)	6,499	9,670	6,499	I Tツールの利用 ・運用を開始して いないのに開始し たとする虚偽申請 が行われていたも の

補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 〔補助対象事業費〕 千円	左に対する機構の 補助金交付額 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める機構 の補助金 相当額 千円	摘要
一般社団法人サービスデザイン推進協議会 (東京都中央区)	株式会社S.Tコーポレーション (愛知県名古屋市) 〈事業主体〉	サービス等生産性向上IT導入支援事業	3、4	10,637 (9,670)	6,499	9,670	6,499	ITツールの利用・運用を開始していないのに開始したとする虚偽申請が行われていたもの
同	備福運送株式会社 (広島県福山市) 〈事業主体〉	同	4	5,775 (5,250)	3,500	5,250	3,500	実際には導入していないITツールを導入したとする虚偽申請が行われていたもの
イの計				46,211 (42,010)	28,483	42,010	28,483	
ウ 導入したITツールを全て解約していた事態								
同	G (東京都港区) 〈事業主体〉 注(1)	同	2	2,860 (2,600)	1,950	2,600	1,950	導入したITツールを1年未満で全て解約していたもの
同	株式会社東名トスメック (愛知県名古屋市) 〈事業主体〉	同	2	9,894 (8,995)	4,497	8,995	4,497	賃上げ要件の達成を必須とする類型により導入したITツールを事業計画期間内に全て解約していたもの
同	株式会社グロシアス (福岡県春日市) 〈事業主体〉	同	2	6,600 (6,000)	4,500	6,000	4,500	同
ウの計				19,354 (17,595)	10,947	17,595	10,947	
アからウまでの合計				245,396 (223,087)	147,558	223,087	147,558	

- 注(1) 事業主体名のアルファベットは、個人事業主を示している。
注(2) 事業主体の名称及び所在地は指摘対象年度の末日のものである。
注(3) 事業主体の所在地について、令和4年9月30日以前は「東京都中央区」である。
注(4) 事業主体の名称について、令和3年1月20日以前は「株式会社ジャパンビルド」である。
注(5) 事業主体の名称及び所在地について、令和4年8月1日以降は「株式会社リノベユタカ」及び「東京都中央区」である。
注(6) 本文においては、年度ごとに制定されている公募要領等に基づいた事業単位で事業数を記述していることから、年度欄は、該当する公募要領等に基づく事業実施年度を示している。